平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件原告 柏村忠志 外20名被告 茨城県知事 外1名

## 証拠説明書(甲B第79~86号証)

2009 (平成21) 年1月21日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 谷 萩 陽 一

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲B	八ッ場ダム	H20.1	嶋津暉之	利根川の洪水被害低減のために八ッ場ダムが	写し
7 9	の治水問題	0. 27		役立つのは計算上もきわめてまれな場合であ	
	に関する意			ること、実際の洪水には八ッ場ダムは役に立	
	見書			たないこと、国土交通省はカスリーン台風再	
				来によって利根川の堤防が決壊し金額にして	
				34兆円の被害が発生することを防止するた	
				めに八ッ場ダムが必要と主張するが、カス	
				リーン台風が再来しても、利根川の堤防は決	
				壊しないこと等	
甲 B	佐藤謙一郎	H16.3	国土交通	1998年9月16日洪水、2001年9月10日洪水、200	写し
8 0	衆議院議員	月	省	2年7月11日洪水の痕跡水位	
	の資料照会				
	に対する回				
	答				
甲 B	八ッ場ダム	H20.1		八ッ場ダムの工期延長に伴い平成19年12月21	写し
8 1	の必要性の	0. 9	史・紙智	日に開催された事業再評価委員会に提出され	
の1	根拠に関す		子	た資料において、八ッ場ダムの洪水調節に係	
	る質問主意			る便益が8276億円と算出されている根拠	
	書			について、大門実紀史・紙智子参議院議員が	
	<i>t</i> ata /> →1.		. [ .	行った質問の内容	<i>—</i> >
甲B	答弁書	H20.1	内閣総理	甲B81の1に対する政府答弁書の内容。	写し
8 1		0. 21	大臣麻生	八ッ場ダムの洪水調節に係る便益算出の前提	
の2			太郎	となった氾濫計算の根拠が説明されている	
				が、氾濫計算において設定した氾濫ブロック	
				の範囲等について「関係する資料が保存期間	
				を経過しているため、具体的にお答えするこ	
				とは困難である」等と答弁されている	

甲 B 8 2	利根川ダム 統合管理事務所ホームページ		国土交通 省利根 ダム 管理事務 所	国土交通省ホームページに「昭和22年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水(想定される洪水)が発生した場合、利根川・八斗島地点(河口より185km地点)では、22000㎡/sが流れると予想されます」との記述があること	写し
甲 B 8 3	利根川上流 ダム群再編 事業 (実施 計画調査)		国土交通 省関東地 方整備局	国土交通省は、カスリーン台風再来の場合、 利根川上流にダム群がなければ八斗島地点に は毎秒22000㎡の洪水が襲い、破堤した場合の 首都圏の被害額は34兆円にのぼると推定し ていること	写し
甲 B 8 4	利根川水系 河川整備基 本方針 基 本高水等に 関する資料	H18.2.	国土交通 省	利根川の河川改修は、既定計画の計画洪水流量を目標に実施され、大規模な引堤を含む築堤が行われて、堤防高は概ね確保されており、すでに橋梁、樋管等多くの構造物も完成していること、現在の河道で処理可能な流量は八斗島地点で16500㎡/sであり、これが国の計画洪水流量と定められていること、直轄管理区間の堤防が全川の約95%にわたって概成(完成、暫定)していること等	写し
甲 B 8 5	堤防調査報 告書	H19.12 月	群馬県	利根川の群馬県管理区間における平成19年12 月時点までに実施された河川改修の状況	写し
甲 B 8 6	ハッ場ダム 工事事務所 ホームペー ジ		国土交通 省八ッ場 ダム工事 事務所	国土交通省は、八ッ場ダムの洪水調節の目的 を、首都圏の平野部の洪水の低減のためと設 定していること	写し

以上